県細則

別記第１号様式（第２条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 第　　号  身 　分　　証　　明　　書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名  　上記の者は，土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第５条第１項及び第22条第１項又は第30条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証明する。  　　　交付年月日　　　　　　年　　月　　日  　　　有効期限 　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　鹿児島県知事　　　　　　　　印 |

（裏）

|  |
| --- |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）  　（基礎調査のための土地の立入り等）  第５条　都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は，基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは，その必要な限度において，他人の占有する土地に立ち入り，又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。  ２～４（略）  ５　第１項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は，その身分を示　す証明書を携帯し，関係人の請求があったときは，これを提示しなければならない｡  ６～10（略）  　（立入検査）  第22条　都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は，第10条第１項，第17　条第１項，第18条第２項，第19条又は前条第１項の規定による権限を行うため必要　がある場合においては，当該土地に立ち入り，当該土地又は当該土地において行わ　れている対策工事等の状況を検査することができる。  ２　第５条第５項の規定は，前項の場合について準用する。  ３　第１項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解し　てはならない。  　（緊急調査のための土地の立入り等）  第30条　都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は，緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは，これらの必要な限度において，他人の占有する土地に立ち入り，又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。  ２　第5条（第1項及び第4項を除く。）の規定は，前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において，同条第8項から第10項までの規定中「都道府県」とあるのは「都道府県又は国」と読み替えるものとする。 |

　備考　用紙の大きさは，縦６センチメートル横９センチメートルとする。